

## ごみの減量と資源化の取り組みを支援します

役場生活環境課では次のような支援をしています。詳しくは町ホームページにも掲載しています。

### ◎生ごみ処理機購入補助金交付制度の利用について

#### 【コンポスト容器等、生ごみ処理機の対象要件】

- ・ 町内に住所を有すること。
- ・ 購入した処理機などを設置し、適正に維持管理できること。
- ・ 生ごみからできた堆肥を自ら適正に処理することができること。

#### 【対象製品】

##### コンポスト容器類

- ・ 燃料または電気等を使用しないもので、概ね 5 年以上の耐久性を有する生ごみ堆肥化容器
- ・ 微生物を利用した発酵材を使用するもので、10ℓ以上の生ごみ堆肥化容器

##### <補助金の額>

- ・ 1基につき購入価格(税抜)の3,000円を上限に補助(1世帯につき2基以内)

##### 生ごみ処理機

- ・ 手動または電動により、かくはんし、微生物を投入して発酵促進を行い、生ごみの分解、消滅、堆肥化を行う機器
- ・ 手動または電動により、かくはんし、乾燥により減量化及び堆肥化を行う機器

##### <補助金の額>

- ・ 処理機1基につき購入価格(税抜)の1/2相当(千円未満切捨て)で、20,000円を上限に補助(1世帯につき1基)

### 「家庭で手軽にできるダンボールコンポストで生ごみの堆肥化に取り組みませんか。」

堆肥づくりに取り組む人に必要な資材(ピートモスとくん炭)を年に4回まで無料で支給します。

ダンボール箱の中に資材(ピートモスとくん炭)を入れて、その中に生ごみを投入すると、微生物の力によって生ごみが分解されます。この分解は3カ月程度続き、資材は堆肥として利用することができます。家庭から出るごみの約3割は生ごみなので、ダンボールコンポストの取り組みによって、ごみの量が少なくなり、ごみ出しがとて楽になります。



## ◎リサイクル運動奨励金交付制度

ごみの減量と資源の有効活用を目的として、自治会や子ども会、PTAなどが行う資源物のリサイクル運動について、奨励金を交付しています。

### <対象品目>

- ・古紙(新聞紙、雑誌、ダンボールなど)
- ・飲料用紙パック(牛乳パック)
- ・布類(古着、カーテン、端切れなど)
- ・金属類(アルミ缶、スチール缶など)
- ・びん類(生びん)

### <奨励金の額>

- ・1kgにつき7円

## ◎環境出前講座

「環境出前講座」は、町職員やごみ減量などを実践している住民が講師となり、地域の公民館や集会所に出向いて環境問題を分かりやすく解説する講座です。申し込みは随時受付しています。

## その他の情報

## ◎ごみステーション設置等事業補助金

自治会がごみステーションの整備を行う費用の一部を補助しています。ごみステーション1カ所あたり、査定額の1/2以内で10万円を上限に補助します。

## ◎ふれあい収集

家庭から排出されるごみを、自らごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者や障がいのある一人暮らしの人を対象に、戸別にごみの収集を行うとともに安否確認を行う無料のサービスです。



## ◎犬・猫の死体を引き取ります

ところ：稲美町清掃センター(令和4年3月末まで)

※令和4年4月1日からは役場生活環境課で引き取ります。

料 金：5,000円 ※町の公金取扱店で納付してください。

- ・登録された犬の引き取りは、鑑札・注射済票をお持ちのうえ、登録抹消の手続きをしてください。
- ・死体をナイロン袋に入れたうえでダンボール箱に入れてください。

※大型犬は引き取りできない場合があります。